

アウトドア体験コンテンツ魅力向上事業補助金 公募要領（二次募集）

令和8年7月29日
（一社）山口県観光連盟

1 補助の目的

県内各地において、アウトドア体験の魅力をもっと高めていくため、体験コンテンツの開発や魅力向上、受入環境整備を実施する観光関係団体や民間事業者の取組に対し、その経費の一部を補助する。

2 補助の概要

《対象者》

アウトドア体験コンテンツの開発・提供を行う観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間事業者であり、山口県内においてアウトドア体験コンテンツを提供、又は提供を予定している者であること。

《補助率》

1／2以内

《補助限度額》

上限：1,500千円 下限：200千円

3 補助対象事業

以下に該当するものとする。

（1）アウトドア体験コンテンツの開発や魅力向上に係る事業

例：里山Eーバイクツアー、隠れた絶景を巡るSUPツアー、自然を活かしたアスレチック施設の整備、地元食材と野外体験を組み合わせたコンテンツ 等

（2）アウトドア体験コンテンツに必要な設備や環境の改善に係る事業

例：洋式トイレ、シャワー、多言語表記など受入環境の整備

※（1）と（2）を組み合わせた事業も可

4 補助対象となる経費

詳細はアウトドア体験コンテンツ魅力向上事業補助金交付要綱別表（第3条関係）を参照のこと。

※補助対象となる経費に該当するか否か疑義が生じた場合は、事前に観光連盟へ相談すること。

5 募集期間

令和8年7月29日（水）～令和8年9月17日（木） 17時 [必着]

6 交付決定方法等

観光連盟が設置する審査会において、申請書類による書類審査を実施した後に、補助金を交付すべきものと認めた場合に交付決定を行う。

なお、予算の都合等により、交付申請額から減額して交付決定を行う場合がある。

【募集等の主な流れ】

項目	内容
交付申請書提出	■補助金交付申請書の提出 ＜申請者＞ 観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、民間事業者 ＜補助率と補助上限＞ ・補助率：1／2以内 ・補助上限額：150万円 ・補助下限額：20万円 ※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て ＜提出締切＞ <u>令和8年9月17日（木）17時</u>
審査	■審査（観光連盟内に審査会を設置） 【9月下旬～】
交付決定等	■交付決定・事業開始 【10月上旬（予定）】 ■事業実施
実績報告	■実績報告書の提出 【事業完了後20日又は令和9年3月10日（水） のいずれか早い日付までに提出】
精算	■補助金の支払（精算払）

7 交付申請書等の提出について

(1) 必要書類

	内容	様式等	データ提出		備考
			Excel	PDF	
①	交付申請書	様式第1号	○		
②	事業計画書	別紙1	○		
③	収支計画等	別紙2	○		
④	取得済・申請予定の 許認可等に係る調書	別紙3	○		
⑤	誓約書	別紙4	○		
⑥	事業イメージ写真、企画書 等	任意様式		○	提出は任意(合計5ページ 以内とすること)
⑦	定款等、補助対象者の概要 がわかる資料	—		○	
⑧	見積書の写し(補助対象経 費の内訳が分かる書類)	—		○	1社につき見積額の合計が 50万円以上になる場合、原 則として同一内容の他者 見積もりを提出すること

※その他、必要に応じて観光連盟から別途書類提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

直接提出又は郵送により1部提出すること。あわせて、メールによりエクセルデータ及びPDFデータを提出すること。

(3) 提出期限

令和8年9月17日(木) 17時 ※直接提出、郵送、メール提出の期限

(4) 留意事項

提出された書類等は関係者間で情報共有し、本事業の目的のみに使用します。

《提出先》〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
(一社) 山口県観光連盟(山口県観光政策課内)
《メール送付先》a16200@pref.yamaguchi.lg.jp

8 提出先・問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 (一社) 山口県観光連盟(山口県観光政策課内)

電 話 : 083-933-3207 FAX : 083-933-3179

メール : a16200@pref.yamaguchi.lg.jp

9 その他

- 観光連盟から依頼があった場合、事業の遂行状況の報告やアンケート調査に対応すること。
- 本要領に記載のない事項については要綱の定めるところによることとし、本要領の内容と要綱の規定が異なる場合は、要綱を優先するものとする。